

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和7年3月26日(2025.3.26)

【公開番号】特開2024-180570(P2024-180570A)

【公開日】令和6年12月26日(2024.12.26)

【年通号数】公開公報(特許)2024-243

【出願番号】特願2024-180274(P2024-180274)

【国際特許分類】

A 24 D 1/20(2020.01)

10

A 24 F 40/20(2020.01)

A 24 F 40/465(2020.01)

A 24 F 40/42(2020.01)

【F I】

A 24 D 1/20

A 24 F 40/20

A 24 F 40/465

A 24 F 40/42

【手続補正書】

20

【提出日】令和7年3月17日(2025.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口側の端および口側の端から上流にある遠位端を有するロッドの形態に組み立てられた複数の要素を備えるエアロゾル発生物品であって、前記複数の要素が、

エアロゾル形成基体内に長軸方向に配置された細長いサセプタを備えたエアロゾル形成基体と、

前記エアロゾル形成基体のすぐ下流に位置する支持要素であって、高分子材料から形成されている支持要素と、

前記エアロゾル形成基体から前記細長いサセプタが外れるのを防ぐように前記ロッド内で前記エアロゾル形成基体及び前記細長いサセプタの上流に位置しつつそれらに隣接するプラグ要素であって、高分子材料から形成されており、空気が前記プラグ要素を通過するために長軸方向に配置された開口部を備えるプラグ要素と

を備える、エアロゾル発生物品。

【請求項2】

前記プラグ要素及び前記支持要素は、同じ材料でできている、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項3】

前記プラグ要素が20mmWG～40mmWGの引き出し抵抗(RTD)を有する、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項4】

前記プラグ要素が気密性である、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項5】

前記プラグ要素の少なくとも前記遠位端が均質な構造を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

30

40

50

【請求項 6】

前記プラグ要素が、くぼみを画定する内表面を備える、請求項1～5のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 7】

前記くぼみの前記内表面が、陥凹した形状を有する、請求項6に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 8】

前記プラグ要素が耐熱材料でできている、請求項1～7のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 9】

前記プラグ要素が別個の要素である、請求項1～8のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 10】

前記プラグ要素が、1ミリメートル～10ミリメートルの長さを有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 11】

前記エアロゾル形成基体が均質化したたばこ材料のシートの集合体を備える、請求項1～10のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 12】

前記複数の要素が、エアロゾル冷却要素と、マウスピース要素とをさらに備える、請求項1～11のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 13】

前記マウスピース要素が、前記マウスピース要素の下流端に配置される中空管とフィルターセグメントとを備える、請求項12に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 14】

前記エアロゾル冷却要素が、最大で15ミリメートルの長さを有する、請求項12に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 15】

前記細長いサセプタが前記エアロゾル形成基体と同じ長さを有する、請求項1～14のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 16】

前記細長いサセプタが、1mm～5mmの幅を有する、請求項1～15のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 17】

前記細長いサセプタが、10マイクロメートル～500マイクロメートルの厚さを有する、請求項1～16のいずれか一項に記載のエアロゾル発生物品。

10

20

30

40

50